

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年4月7日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 ディレクター レト・ヒューズリ
(Reto Hösli, Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001
パラデプラッツ8番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2022年11月11日
効力発生日	2022年11月19日
有効期限	2024年11月18日
発行登録番号	4 -外 3
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	498,231,000,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年4月7日（提出日）である。

【提出理由】 2022年11月11日付発行登録書（訂正を含む。）について、記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。訂正内容については、本文を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第二部 参照情報

第 1 参照書類

< 訂正前 >

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2021年度）（自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日）

2022年 6 月30日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日）

2023年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2023年度）（自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）

2024年 7 月 1 日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2022年度中）（自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 6 月30日）

2022年 9 月30日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度中）（自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日）

2023年10月 2 日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2024年度中）（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日）

2024年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

1 の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき、臨時報告書を2022年 8 月 2 日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 8 号の規定に基づき、臨時報告書を2022年12月14日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

2022年6月30日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

2022年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2022年8月2日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第8号の規定に基づき、臨時報告書を2022年12月14日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、臨時報告書を2023年4月7日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

第2 参照書類の補完情報

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、2023年3月31日提出の訂正発行登録書に添付した「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本書提出日（2023年3月31日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、上記「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本書提出日（2023年3月31日）現在においてもその判断に変更はない。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、2023年3月31日提出の訂正発行登録書に添付した「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本書提出日（2023年4月7日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、上記「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」に記載されている事項を除き、本書提出日（2023年4月7日）現在においてもその判断に変更はない。